

## 市議会ウェブサイト

市ウェブサイト内に市議会のページがあります。議会日程や会議録、FMゆきぐにでの議会放送の予定、議長交際費、議員名簿などの情報提供や、一般質問の録画映像(平成29年9月以降分)も配信しています。ぜひご覧ください。



## 選挙

問 総務課 防災庶務班(選挙管理委員会) ☎773-6660  
選挙時 ☎773-6434

選挙管理委員会は、公職選挙法に基づき選挙に関する事務が公正に行われるように管理しています。

## 選挙人名簿

選挙で投票を行うためには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。

選挙人名簿の登録には、満18歳以上の日本国民であること、加えて3か月以上継続して、その市区町村の区域内に住所を持つことが必要です。一度登録されると、死亡、国籍喪失などの場合を除き、永久に効力を持ちます。登録の方法には、毎年3月1日、6月1日、9月1日、12月1日の定時登録と、選挙が行われるたびに新たな有資格者を登録する選挙時登録などがあります。

## 投票制度

選挙は、選挙期日(投票日)に投票所で投票するという『投票日当日投票所投票主義』を原則としています。が、例外として下記の投票制度を利用することができます。

### ▶ 期日前投票制度

投票日に仕事や旅行などの予定がある人は、市役所各庁舎や南魚沼市図書館で期日前投票ができます。(投票できる期間と時間は、選挙の都度お知らせします)

### ▶ 不在者投票制度

長期出張などで名簿登録地以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですら投票をすることができます。

また、病院や老人ホーム(都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に限る)に入院、入所中の人は、その施設内で不在者投票をすることができます。

### ▶ 郵便等投票制度

身体に一定の障がいのある人は、自宅などで投票用紙に記載し、郵便で選挙管理委員会に送付する投票制度があります。

### ▶ 在外投票制度

外国にいても日本の国政(衆議院・参議院)選挙へ参加できる制度を「在外投票」といいます。

在外投票をするには、住んでいる地域を管轄する在外公館(大使館や総領事館)もしくは、出国前に転出届を申請する市役所の窓口で、在外選挙人名簿への登録を申請してください。登録した人には、投票時に必要な「在外選挙人証」が、選挙管理委員会から在外公館を通じて交付されます。

## 選挙の種類・選挙権など

選挙の種類	選挙権 (選挙できる権利)	被選挙権 (立候補できる権利)	任期
衆議院議員選挙	満18歳以上の日本国民	満25歳以上の日本国民	4年
参議院議員選挙	満18歳以上の日本国民	満30歳以上の日本国民	6年(3年毎に半数を改選)
県知事選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上市内に住所を有する人(選挙権を有していた人で引き続き県内の他の市町村に住所を移した人を含む)	満30歳以上の日本国民	4年
県議会議員選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上市内に住所を有する人	満25歳以上の日本国民で、当該選挙の選挙権のある人	4年
市長選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上市内に住所を有する人	満25歳以上の日本国民	4年
市議会議員選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上市内に住所を有する人	満25歳以上の日本国民で、当該選挙の選挙権のある人	4年

※欠格事項(禁固刑以上の刑を受けて執行中の人、選挙犯罪などで公民権を停止されている人)にあたらぬ人に、選挙権・被選挙権があります

